

「東京湾海堡ツーリズム機構」の設立に当たって

1 設立の趣旨

政府が推進する「観光ビジョン実現プログラム 2017」の主要施策である「魅力ある公的施設・インフラの大胆な公開・開放」の取り組みの中で、「第二海堡」上陸ツーリズムへの期待が非常に高まっています。

2018年秋に実施したトライアルツアーでは22回、のべ1000人以上の参加者が上陸しましたが、おおむね満足度が高く、さらなるツアー実施の要望が多く寄せられる結果となりました。

本機構は、第二海堡上陸ツーリズム推進協議会と連携し、今後本格化する同ツーリズムにおいて、全国の旅行会社等が企画催行するツアーの支援を行うべく設立されるものです。

また、全国に数多く存在する観光スポットの中で「第二海堡」は極めて特殊な場所であり、関係省庁等との事前の綿密な調整が欠かせません。また海上に立地するという条件の中で船舶の安全な運航に最大限の注意を払うことは言うまでもなく、あらゆる面で関係各機関との円滑な連携が必要とされます。

本機構は、各種業務を通じて全国の旅行会社のニーズに応え、なおかつ旅客の満足度を高めるために、第二海堡上陸ツーリズム推進協議会とともにさまざまな取り組みを推し進めて参ります。

2 設立に至る経緯

2018年7月	第二海堡上陸ツーリズム推進協議会により「トライアルツアー」実施主体が公募、選定される
2018年9月～11月	トライアルツアー実施
2018年12月	トライアルツアーを踏まえ、第二海堡上陸ツーリズム推進協議会が2019年春からの本格ツアー実施の方針を決定
2019年2月	発起人である横須賀市と富津市の呼びかけにより第二海堡上陸ツーリズム推進協議会の連携団体を目指して本機構を設立

3 役員等

代表理事 荒川 堯一（一般社団法人横須賀市観光協会会長）
常務理事 松本 孝（富津市観光協会会長）
理事 門田見岳史（一般社団法人日本旅行業協会関東支部事務局長）
坂入 満（一般社団法人全国旅行業協会神奈川県支部支部長）
木村 乃（関東学院大学法学部地域創生学科准教授）
鈴木 隆裕（株式会社トライアングル代表取締役）
オブザーバー 横須賀市 富津市

4 業務内容

- (1) 第二海堡上陸ツアーの申込受付、調整、スケジュール管理、協議会、自治体をはじめとする関係各所との調整等、第二海堡上陸ツーリズム全体の支援
- (2) 第二海堡上陸ツアーを催行する旅行会社との調整
- (3) 横須賀市、富津市の地域活性化に係る諸施策
- (4) 第二海堡上陸ツアー等に付随するパンフレット、出版物、Web サイト等の企画および制作、ツアー内容の発信、PR 等
- (5) 第二海堡上陸ツアーをはじめとした各種ツアーを充実させるためのハード、ソフト両面での施策の実施
- (6) その他本機構の目的を達成するために必要な事項

5 事務局

本機構の事務局は株式会社トライアングルが運営する。
事務局は横須賀市小川町 28-1 横須賀ハイム 201 に置くこととする。

6 協力会員

- (1) 本機構の趣旨に賛同し、第二海堡上陸ツーリズムを実施する旅行会社または団体は協力会員として参加することができる。
- (2) 協力会員費は1団体につき年会費1万円(税込)とし、収受した会費は本機構の事務費等に充てることとする。
- (3) 協力会員になると、本機構の代行による「第二海堡上陸ツアーの催行に向けた調整等」を受けられる。また、第二海堡上陸ツーリズムオフィシャルWebサイトにバナーリンクを掲出できる。
- (4) 協力会員は随時受付をし、「申込書」と「会費振込が完了」した時点で会員資格を得る。

東京湾海堡ツーリズム機構 会則

平成 31 年 4 月 3 日改訂

(名称)

第 1 条 この組織は、東京湾海堡ツーリズム機構（以下「本機構」という。）と称する。

(目的)

第 2 条 本機構は、第二海堡上陸ツーリズムに関する活動（事業）を行うことにより、第二海堡上陸ツアーを催行する旅行会社および参加観光客等の利便性の向上を目的とする。

(活動内容)

第 3 条 本機構は前条の目的を達成するために、次の各号に該当する活動（事業）を実施する。

- ① 第二海堡上陸ツアーの申込受付、調整、スケジュール管理、協議会、自治体をはじめとする関係各所との調整等、第二海堡上陸ツーリズム全体の支援
- ② 第二海堡上陸ツアーを催行する旅行会社との調整
- ③ 横須賀市、富津市の地域活性化に係る諸施策
- ④ 第二海堡上陸ツアー等に付随するパンフレット、出版物、Web サイト等の企画および制作、ツアー内容の発信、PR 等
- ⑤ 第二海堡上陸ツアーをはじめとした各種ツアーを充実させるためのハード、ソフト両面での施策の実施
- ⑥ その他本機構の目的を達成するために必要な事項

(役員)

第 4 条 本機構に次の各号に掲げる役員を置く。

代表理事 1 名

常務理事 1 名

理事 10 名以内

(役員の仕事)

第 5 条 代表理事は本機構を総理し、その業務を統括する。

2 常務理事は、代表理事を補佐する。

(役員を選任)

第 6 条 代表理事および役員等の選任は、理事から立候補及び推薦された者の中から総会において選出する。また、常務理事は代表理事が指名する。

(役員任期)

第7条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員解任)

第8条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。

- ① 心身の故障により、職務の執行に耐えられないと認められるとき。
- ② その他解任に相当する事項が認められるとき。

(総会)

第9条 本機構の総会は全役員を持って構成し、毎年1回開催するものとする。但し、必要があるときは、臨時に総会を開催することができる。

2 総会は、次の各号に掲げる事項について審議し、決定する。

- ① 会則、事業等の改廃
- ② 事業計画並びに収支予算及び決算
- ③ 本機構の解散
- ④ 役員を選任及び解任
- ⑤ その他本機構の運営に関し重要な事項

3 総会は代表理事が召集する。

4 総会の議長は、代表理事もしくは代表理事が指名した理事がこれに当たる。

5 総会は、出席者の過半数で決議する。

6 総会は、必要があるときは、事務局が起案した決裁回覧文書（電子的方法を含む）による稟議によって代えることができる。

(事業報告書及び決算)

第10条 代表理事は、毎事業年度終了後2ヵ月以内に事業報告書、収支計算書を作成し、総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第11条 本機構の事業年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

(事務局)

第12条 本機構の事務局は、株式会社トライアングルが運営する。

(経費)

第13条 本機構の経費は、事業収入、手数料収入をもって充てる。

(会則の変更)

第14条 この会則の改正は代表理事がこれを発議し、総会を招集し総会出席会員の過半数の賛成を必要とする。

(その他)

第15条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

1 この会則は、平成31年2月12日から施行する。

付 則

1 この会則は、平成31年4月3日から施行する。